

平成 25 年 10 月 23 日

森林・林業経営課

県産材利用推進本部（仮称）の設置について

1 県産材利用推進本部（仮称）の必要性

地域の森林から産出された木材を利用することは、森林の適切な整備に資するとともに、地域経済の活性化にも寄与します。また、森林が適切に整備されることで、土砂崩壊防止やCO₂吸収などの森林の持つ多面的機能の維持増進が図られています。

そのため県は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、平成 22 年 12 月に「みえ公共建築物等木材利用方針」を策定し、県が整備する公共建築物への木材利用の推進を図り、民間部門の先導役としての役割を果たしてきました。また、当該木材利用方針において、国又は地方公共団体以外のもの（民間事業者）が整備する学校や老人ホーム、病院等の建築物も公共建築物に準ずる建築物（※注 1）として位置づけて木材利用を促進しています。

市町においても、県からの働きかけなどにより、現在 24 市町で「公共建築物等木材利用方針」が策定されるなど、市町における公共建築物等の木造・木質化に向けた取組の機運が高まっています。

また、平成 26 年 4 月より導入される「みえ森と緑の県民税」では、森林づくりを支えるための「木づかい」についても進める必要があるとしており、公共建築物等の木造・木質化などを市町交付金事業の対象としています。

さらに、国では平成 24 年 10 月に「地球温暖化対策のための税」を導入しCO₂排出抑制対策を行うほど、地球温暖化への対応は重要かつ喫緊の課題であり、低炭素社会の実現が求められていますが、再生可能な資源である木材の利用を促進することは、低炭素社会の実現のために有効かつ重要な取組であります。

これらのことから、今後は、県が整備する公共建築物等の木造・木質化の推進はもとより、市町や民間事業者が整備する公共建築物等の木造・木質化並びに県民における木材利用を、県の積極的な働きかけで一層促進するために、県産材利用推進本部（仮称）を設置する必要があります。

2 県産材利用推進本部（仮称）の概要

（1）県産材利用推進本部（仮称）の組織体制

県産材利用推進本部（仮称）の組織体制は、関係部局間の強力な連携による木材利用を推進していくため、副知事（農林水産部担任）を本部長、本部員を関係部局長として構成します。また、県産材利用推進本部（仮称）には、幹事会を置いて円滑な運営を図ります。

①名称：県産材利用推進本部（仮称）

②構成員：（本部）本部長：副知事（農林水産部担任）、副本部長：農林水産部長
本部員：関係部局長

（幹事会）幹事長：農林水産部森林・林業担当次長

副幹事長：森林・林業経営課長、幹事：関係課長

（2）所掌事務

①公共建築物等木材利用方針に関すること

②公共建築物等の木材利用促進に係る施策の連絡調整に関すること

③県が整備する公共建築物に係る木材の利用促進に関すること

④市町や民間事業者が整備する公共建築物等（※注1）に係る木材の利用促進に関すること

⑤県民に対する木材利用の普及啓発に関すること

⑥公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給確保に関すること

⑦その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

3 その他

県産材利用推進本部（仮称）の設置後に、県産材利用推進連絡会議は廃止します。

※注1：「みえ公共建築物等木材利用方針」で、国又は地方公共団体以外のもの（民間事業者）が整備する以下の建築物（公共建築物に準ずる建築物）も、木材の利用を促進する公共建築物等として位置づけています。

- ・学校
- ・老人ホーム、保育所、老人ホームその他これらに類する社会福祉施設
- ・病院又は診療所
- ・体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- ・図書館、青少年の家その他これらに類する社会教育施設
- ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- ・高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

県産材利用推進本部（仮称）設置要綱（案）

（目的）

第1条

地域の森林から産出された木材を利用することは、森林の適切な整備に資するとともに、地域経済の活性化にも寄与する。また、森林が適切に整備されることで、土砂崩壊防止やCO₂吸収などの森林の持つ多面的機能の維持増進が図られている。

そのため県は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、平成22年12月に「みえ公共建築物等木材利用方針」を策定し、県が整備する公共建築物への木材利用の推進を図り、民間部門の先導役としての役割を果たしてきた。また、当該木材利用方針において、国又は地方公共団体以外のもの（民間事業者）が整備する学校や老人ホーム、病院等の建築物も公共建築物に準ずる建築物（※注1）として位置づけて木材利用を促進している。

市町においても、県からの働きかけなどにより、現在24市町で「公共建築物等木材利用方針」が策定されるなど、市町における公共建築物等の木造・木質化に向けた取組の機運が高まっている。

また、平成26年4月より導入される「みえ森と緑の県民税」では、森林づくりを支えるための「木づかい」についても進める必要があるとしており、公共建築物等の木造・木質化などを市町交付金事業の対象としている。

さらに、国では平成24年10月に「地球温暖化対策のための税」を導入しCO₂排出抑制対策を行うほど、地球温暖化への対応は重要かつ喫緊の課題であり、低炭素社会の実現が求められているが、再生可能な資源である木材の利用を促進することは、低炭素社会の実現のために有効かつ重要な取組である。

これらのことから、今後は、県が整備する公共建築物等の木造・木質化の推進はもとより、市町や民間事業者が整備する公共建築物等の木造・木質化並びに県民における木材利用を、県の積極的な働きかけで一層促進するために、県産材利用推進本部（仮称）（以下、「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部（仮称）は次の事項を所掌する。

- （1）公共建築物等木材利用方針に関すること
- （2）公共建築物等の木材利用促進に係る施策の連絡調整に関すること
- （3）県が整備する公共建築物に係る木材の利用推進に関すること
- （4）市町や民間事業者が整備する公共建築物等に係る木材の利用促進に関すること
- （5）県民に対する木材利用の普及啓発に関すること
- （6）公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給確保に関すること
- （7）その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第3条 推進本部（仮称）は、本部長と副本部長を置き、本部員は、別表1に掲げる者で構成する。

2 推進本部（仮称）の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

(本部長)

第4条 本部長は副知事（農林水産部担任）とし、副本部長は農林水産部長とする。

2 本部長は会務を総理し、推進本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐する。

(会議)

第5条 推進本部（仮称）の会議は、本部長が招集し、会議は本部長が主宰する。

(幹事会)

第6条 幹事会は、幹事長と副幹事長を置き、幹事は、別表2に掲げる者で構成する。

2 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議を主宰する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐する。

(事務局)

第7条 推進本部（仮称）及び幹事会の事務局は、農林水産部森林・林業経営課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

別表1 県産材利用推進本部（仮称）構成員

役員名	職名
本部長	副知事（農林水産部担任）
副本部長	農林水産部長
本部員	防災対策部長
	戦略企画部長
	総務部長
	健康福祉部長
	医療対策局長
	子ども・家庭局長
	環境生活部長
	廃棄物対策局長
	地域連携部長
	スポーツ推進局長
	南部地域活性化局長
	雇用経済部長
	観光・国際局長
	県土整備部長
	出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
教育長	
警察本部長	

別表2 県産材利用推進本部（仮称）幹事会構成員

役員名	所 属	職 名
幹事長	農林水産部	次長（森林・林業担当）
副幹事長	農林水産部	森林・林業経営課長
幹 事	防災対策部	防災対策総務課長
	戦略企画部	戦略企画総務課長
	総務部	管財課長
	健康福祉部	健康福祉総務課長
	環境生活部	環境生活総務課長
	地域連携部	地域連携総務課長
	農林水産部	農林水産総務課長
	雇用経済部	雇用経済総務課長
	県土整備部	県土整備総務課長
		公共事業運営課長
	出納局	会計支援課長
	企業庁	企業総務課長
	病院事業庁	県立病院課長
	教育委員会事務局	教育総務課長
	警察本部警務部	会計課施設室長